

サミットカード会員規約（2023年11月）

第1条（目的）

サミットカード会員規約（以下「本規約」といいます。）は、サミット株式会社（以下「会社」といいます。）が発行するサミットカード（以下「カード」といいます。）のご使用、ご利用条件について規定するものであり、会員がカードをご使用して（カードの表裏に表示された情報（以下「カード情報」といいます。）のみをご使用する場合を含みます。）、会社がカードを通じて提供するS T共通プログラム（本規約第3条に定義します。）をご利用する場合に適用されます。なお、本規約はサミットアプリ（以下「アプリ」といい、カードとアプリをあわせて「カード等」といいます。）上のカード機能にも適用されるものとします。また、カードには、本規約に定める機能以外の機能が付されることがあります。

第2条（会員資格等）

「会員」とは、本規約に同意の上、会社にカードへの入会の申込みをし、会社が入会を承認した方をいいます。

第3条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次の通りに定めます。

（1）「S T共通プログラム」とは、「S Tポイントサービス」及び「S T電子マネーサービス」の総称をいいます。

（2）「S Tポイントサービス」とは、「S Tポイントサービス条項」に定めるサービスをいいます。

（3）「S T電子マネーサービス」とは、「S T電子マネーサービス条項」に定めるサービスをいいます。

（4）「電子マネー」とは、S T電子マネーサービスにおいて、カード等（カード情報を含みます。以下同じ。）を通じて記録される金銭的価値を証するものをいいます。

（5）「ポイント残高」とは、S Tポイントサービスにおいて会員が利用可能なポイント、「電子マネー残高」とは、S T電子マネーサービスにおいて会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

（6）「チャージ」とは、「S T電子マネーサービス条項」第2条に定める方法により、会員がカード等に電子マネー残高を加算することをいいます。

第4条（カード等の発行）

（1）カード等の発行は、個人のみを対象とし、お1人様1枚とします。カード等のご利用は、会員ご本人に限ります。なお、カード等のご入会、再発行、ご利用に際し、運転免許証等ご本人を確認できる書類を提示していただく場合がございます。

（2）カード等は、ご入会当日よりご利用いただけますが、お客様情報の登録が完了するまでの間、一部機能（ポイントの利用等）をご利用いただくことができません。

（3）カード等を他人に貸与・譲渡・質入れ等の担保に提供することはできません。

第5条（会員情報の変更）

会員は、住所、電話番号、その他申込書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに会社が定める手続きをしてください。なお、手続きされないことにより生じる会員の不利益について、会社は一切その責を負いません。

第6条（カード等の失効）

カード等を再発行した際における旧カード等は失効します。

第7条（カードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等）

カードが再発行された場合、本人証明を確認の上、会社所定の方法で照会されたポイント残高及び電子マネー残高が、再発行されたカード等に引き継がれるものとします。再発行料は会社所定の発行料を支払うものとします。

第8条（カード等の紛失・盗難等の再発行）

（1）紛失・盗難によりカード等が再発行された場合、会社によるカード等の利用停止措置が完了した時点のポイント残高及びS T電子マネー残高は、再発行されたカード等に引き継がれるものとします。

（2）会員がカード等の紛失・盗難等を申し出てから、会社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。利用停止措置に係る手続きの受付時間は、原則として店舗営業日の土日祝日を除く9時から17時までであり、左記時間以外では受付いたしかねます。なお、利用停止措置が完了する前に、ポイント残高及び電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他会員に何らかの損害が生じた場合でも、会社は一切の責任を負わないものとします。

（3）会員が紛失・盗難届出時にポイント残高及び電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したカード等に残ったまま有効期限を過ぎたとしても、会社は一切の責任を負わないものとします。

（4）会員に帰責事由が存する紛失・盗難によるカード等の再発行の場合、会社所定の発行料を支払うものとします。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会社は、会員に何らの通知や催告をすることなく、直ちに

に会員の資格を取り消し、ポイント残高及び電子マネー残高を無効とできるものとします。

①本規約第4条第3項に違反したとき、または違反するおそれがあると会社が合理的に判断したとき

②登録情報に記載の内容が虚偽の内容であることが判明したとき

③本規約第5条に定める会員情報の変更手続きを怠る等により、会社から会員への通知・連絡が行えないとき

④カード等及び引換券（S Tポイントサービス条項第5条第2項にて定義します。）の利用にあたり不正な行為があったと会社が合理的に判断したとき

⑤暴力団等の反社会的勢力の一員であることが判明したとき、またはこれらの者と業務上若しくは組織上の関係を有していることが判明したとき

⑥会員が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、または暴力を用いる等したとき

⑦その他本規約に違反し、会員として不適格と会社が合理的に判断したとき

第10条（本規約の変更）

（1）会社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本規約を変更する場合があります。この場合、会社は、会員に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を事前に合理的な期間を設けて周知するものとします。

（2）前項の周知の方法は、ホームページ、アプリ、店頭への掲載・掲示により告知することで周知したものとみなし、変更後の本規約の適用日より効力が発生するものとします。

第11条（個人情報の収集・利用）

（1）会員が会社に任意に提供した一切の情報（個

個人情報、購入履歴等)は、原則として、会社の商品・サービスの販売・提供、販売促進活動、緊急を要する連絡、会社の個人情報保護方針に記載の住友商事株式会社の連結子会社及び持分法適用会社との共同利用、並びに広告配信事業者への提供以外には利用いたしません。但し、情報管理及び販売促進活動に関する業務の一部を秘密保持契約を交わした業者に委託することがあり、当該委託業者は、業務を遂行するために必要な情報に接し、これを利用することがあります。その他個人情報の取り扱いに関しては、サミットの「個人情報保護方針」

(<https://www.summitstore.co.jp/company/privacy/>) をご参照ください。

(2) 会員が、会社の保有する会員本人の個人情報の開示を求める場合は、個人情報保護方針に則り、所定の手続きを行っていただきます。

(3) お客様に、本規約第2条に定める申込みに際し、会社が定める情報の提供に同意いただけない場合及び本規約の内容に同意いただけない場合は、会社はお客様の入会の承認をいたしかねます。また、入会后、本規約の内容に同意できなくなった場合、会員は本規約第12条に定める手続きを行うことにより、退会することができます。

第12条 (退会)

(1) 会員は、会社所定の手続きをすることにより、いつでも自由に退会することができます。

(2) 退会に際し、会員の個人情報の削除を希望される場合は、会社所定の手続きを行う必要があります。

第13条 (紛議)

(1) 会員が、電子マネーを利用して購入し、または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員

と当該商品等の購入または提供を行った店舗との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、会員は、会社に対し、電子マネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条 (サービスの停止)

通信回線障害、天災地変等の不可抗力による場合は、会員に事前通知なく一時的に会員が受けることのできるサービスの提供を中止させていただくことがあります。

第15条 (責任制限)

ST 共通プログラムの利用において、会員に損害等が生じた場合には、会社は、現実生じた直接かつ通常範囲の損害に限り責任を負うものとし、また、逸失利益については責任を負わないものとします。ただし、当該損害等が会社の故意または重過失による場合にはこの限りではありません。

第16条 (本規約上の地位の譲渡)

(1) 会員は、会社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

(2) 会社は、ST 共通プログラムに係る事業を住友商事株式会社の連結子会社または持分法適用会社に譲渡する場合(事業譲渡、会社分割その他ST 共通プログラムを提供する主体が移転する一切の場合を含みます。)には、会員の事前の承諾なくして、当該譲渡に伴い、本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他の情報を、当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項を以てあらかじめ承諾します。

第17条（合意管轄裁判所）

本規約について争いが生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、会員は同意するものとします。

第18条（お問合せ窓口）

カード等に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

0120-975-336（土日祝除く10:00～17:00 受付）

STポイントサービス条項

本条項における用語の定義は、特段の定めがない限り、サミットカード会員規約に定める定義が適用されます。

第1条（STポイントサービス）

STポイントサービスとは、STポイントサービスが利用可能な店舗及びサービス（次のWEBページでご確認ください）。

<https://www.summitstore.co.jp/card/index.html>

でのお買上げ金額に応じてポイントが加算・記録され、ポイントを当該店舗及び当該サービスでのお買上げ金額のお支払の一部または全部に充当することが出来るサービスをいいます。

第2条（ポイント加算）

（1）次項に定める精算方法で精算前にカード等をご提示（レジによる読み取りを指します。以下同じ。）いただいた場合、会社でご利用できるポイント（以下「ポイント」といいます。）を、原則として、お買上げ金額200円（税抜）につき1ポイント加算いたします。但し、加算されるポイントは、ご利用店

舗、日時、商品・サービス等により異なりますので、詳しくは予めご利用の店舗または会社ホームページでご確認ください。

（2）ポイントが加算される精算方法は、現金、クレジットカード、交通系ICカード等の電子マネー、スマホ決済（コード決済）、サミット商品券、ギフト券、ポイント利用でのお支払、その他会社が指定する精算方法とします。

（3）精算前にカード等をご提示いただけない場合（会社は会員の端末やアプリ及び通信の障害による責は負いません。）は、ポイントの加算はできません。但し、精算日を含む10日以内に当該精算に係るレシートをご精算いただいた店舗に持参した場合は、当該ポイントを加算いたします。

（4）ポイント倍率アップセール時は、対象となる商品のポイント倍率ごとに加算ポイントを計算いたします。但し、ポイント倍率は、第2項に定める精算方法ならびに商品及びサービスにより異なりますので、詳しくは予めご利用の店舗または会社ホームページでご確認ください。

第3条（ポイントが加算されない場合）

商品券、タバコ、プリペイドカードの購入、公共料金のお支払及びその他会社が指定した商品の購入・サービスの利用にはポイントは加算されません。

第4条（ポイントの有効期限）

カード等を提示の上、ご精算いただいた最後の日より1年間、当該カード等のご利用がない場合、累積ポイントは無効になります。この場合、無効となったポイントの補償等は一切いたしません。

第5条（ポイントの利用等）

（1）ポイントは、次回以降のご精算時に1ポイント1円としてご利用になれます。但し、本条項第3

条で定めた商品・サービスの一部の精算にはご利用になれません。

(2) 累積ポイントがご精算時に1万ポイントを超えている場合、1万ポイントと現金1万円を交換できる「引換券（発行日当日限り有効）」を当該精算機で即時発行しますので、引換券をお受け取りになり、係の者までお知らせください。

(3) 引換券が発行された場合、当該引換券の発行に伴い消滅したポイントはカード等に戻すことはできません。

(4) ポイント加算の対象となった購入商品について、返品または返金を伴う交換をする場合は、返金額に応じてポイントを減算させていただきます。この場合は商品購入時におけるポイント倍率を適用するものとします。なお、減算時にポイント残高が不足している場合は、不足分につき現金で精算させていただきます。

ST電子マネーサービス条項

本条項における用語の定義は、特段の定めがない限り、サミットカード会員規約に定める定義が適用されます。

第1条（ST電子マネーサービス）

ST電子マネーサービスとは、会員が会社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の対価の全部または一部の支払いとして、会社所定の方法により、カード等にチャージされた電子マネーを利用することで、会社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

第2条（チャージ）

チャージ（ご入金）とは、次に定める方法により、

カード等に電子マネーを加算することをいいます。

(1) 会員は、会社所定の場所・方法にて、1,000円単位でカード等にチャージすることができ、一度のチャージ限度額は、49,000円以下とするものとします。現金以外の方法でのチャージはできないものとします。

(2) 会員は、1枚のカード等に対して、電子マネー残高が5万円超となるチャージはできないものとします。

第3条（ST電子マネーサービスの利用等）

(1) 会員は、ST電子マネーサービス利用可能店舗（次のWEBページでご確認ください。

<https://www.summitstore.co.jp/card/index.html>）

でST電子マネーサービスを利用して、商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他会社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2) 会員がST電子マネーサービス利用可能店舗でST電子マネーサービスを利用して、商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品等の購入または提供の合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等の購入または提供の合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(3) 会員は、ST電子マネーサービス利用可能店舗において商品等の購入または提供を受け、ST電子マネーサービスを利用し、電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、現金またはその場で本条項第2条に定める方法でカード等に電子マネー残高を加算することによって、その不足額を支払うことができるものとします。

(4) 会員がST電子マネーサービス利用可能店舗において、商品等の購入または提供を受ける場合に

利用できるカード等の枚数は、1枚に限ります（なお、アプリ上のカード機能も、アプリ毎に1枚と数えるものとします。）。

（5）会員は、S T電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でS T電子マネーサービス利用可能店舗のレジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第4条（電子マネー残高）

（1）電子マネー残高は、S T電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、専用サイト、及び本規約第18条に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。

（2）最後にS T電子マネーサービスを利用した日及び最後にチャージした日については、専用サイト及び本規約第18条に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとします。

（3）会員が、最後にS T電子マネーサービスを利用した日、または、最後にS T電子マネーをチャージした日から5年が経過した場合、自動的に電子マネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われな

いものとします。

（4）会員がカードを退会し、または、会員資格を喪失した時点で、電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しは行われな

第5条（電子マネー残高の移行）

会員は、会社が認めた場合を除き、電子マネー残高を他のカード等に移行することはできないものとします。

第6条（S T電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間においてチャージすること、S T電子マネーサービスを利用すること、及び電子マネー残高の照会ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

（1）S T電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合及び会社がシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

（2）カード等の破損、またはご利用のサービス及び店舗の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。

（3）その他やむを得ない事由のある場合。

第7条（換金等の不可）

本条項第8条の場合を除き、電子マネーの換金、または、現金の払い戻しはできないものとします。

第8条（S T電子マネーサービスの終了）

（1）会社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に会社所定の方法で通知することにより、S T電子マネーサービスを終了することができるものとします。

①社会情勢の変化。

②法令の改廃。

③その他会社のやむを得ない都合による場合。

（2）前項の場合、会員は、会社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを会社に求めることができるものとします。ただし、会社が前項の通知を行ってから、会社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払い戻し請求権を放棄したものとみなされることを、異議なく承諾するものとします。

改定日：2023年11月21日